

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項の規定において、読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により裁定をしたので、同法第41条第3号の規定に基づき公告する。

令和3年10月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 1 農地の所在、地番、地目及び面積並びに農地の所有者等の情報

所在・地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	農地の所有者等の情報
静岡市駿河区国吉田 字丸段坪1802番	畑	403	所 有 者 亡 酒井 久雄 最終住所地 静岡県静岡市駿河区
静岡市駿河区池田字 大段坪2038番2	畑	677	栗原21番17号
合計		1,080	

### 2 農地を利用する権利の内容、始期、存続期間、借賃に相当する補償金の額

内容	始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
普通畑	令和3年 12月1日	15年1ヶ月 (終期：令和18年12月31日)	32,579円 (2,000円/10a/年)

### 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

#### (1) 名称及び代表者氏名

公益社団法人 静岡県農業振興公社 理事長 新田明彦

#### (2) 主たる事務所の所在地

静岡市葵区追手町9番18号

4 補償金の支払いの方法

農地を利用する権利の始期までに静岡地方法務局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は静岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。